

晴れの国ネット JP ドメインサービス利用規約

この JP ドメイン名 登録サービス利用規約(以下、『本規約』といいます)は、晴れの国ネット株式会社(以下『当社』という)が提供する「JP ドメイン名登録サービス」(以下『当サービス』という)の利用者である法人または、団体、個人(以下『契約者』という)と当社の間において、当サービスの利用に関する一切の関係に対して適用するものです。契約 申込、契約更新に際し、契約者は利用契約の申込前に必ず本規約の内容を確認し承諾したものとします。

第 1 節 総則

第1条 (用語の定義)

1. 本規約に基づく用語の定義は、次の通りとします。
 - (1)JPRS
株式会社日本レジストリサービスをいいます。
 - (2)JPNIC
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター をいいます。
 - (3)JP ドメイン名
属性型・地域型 JP ドメイン名、汎用 JP ドメイン名を含めた JP ドメインの総称です。
 - (4)JPRS のレジストリデータベース
JPRS が JP ドメイン名登録管理を行っているデータベース。WHOIS サービスとして提供されています。以下のホームページより参照可能です。
<http://whois.jpns.jp/>
 - (5)JP ドメイン名登録規則
JPRS の定める以下の規則をいいます。
 1. 登録規則
「属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録に関する規則」
<http://jpns.jp/doc/rule/rule.html>
「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」
<http://jpns.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html>
 - 2.「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」
<http://jpns.jp/doc/rule/dom-data-handling.html>

第2条 (利用規約の適用)

1. 当社は、本規約を定め、これに基づきサービスを提供します。また、本規定に基づき、当社が適宜定めた通信手段を用いて、随時、契約者に対して発表・通知される諸規定は、本規約の一部として構成されるものとし、契約者はこれを了承することとします。また、「通知」は、特定の契約者を対象とした個別通知以外に契約者全体に対するものも含めるものとします。また、本規約は口頭における約束など当社の他の文書よりも当社と契約者間では優先的にその効力をもつこととします。契約者は本規約のほか JPRS の最新の JP ドメイン名登録規則を確認し、承諾したものとします。

第3条 (利用契約)

1. 当社は契約者の了承を得ることなく、当社の定める通信手段により変更内容の通知をもって、本規約を変更することがあります。契約者はこれを了承することとします。この場合は料金その他の提供内容及び提供条件は変更後の最新の本規約によります。

第4条 (サービスの内容)

1. 当社が取り扱う JP ドメイン名は以下の各号に挙げるものとします。
 - (1) 汎用 JP ドメイン名
 - (2) 属性型 JP ドメイン名のうち

- co .jp,ed.jp,ac.jp,or.jp,go.jp,ne.jp,gr.jp ドメイン名
- (3) 地域型 JP ドメイン名
2. 当社が提供する当サービスの内容は次の通りです。
 - (1)JP ドメイン名の新規登録
JP ドメイン名を新規に登録するサービス
 - (2)JP ドメイン名の移転登録
JP ドメイン名の登録者を他人に変更するサービス
 - (3)属性型・地域型 JP ドメイン名の変更 登録した属性型・地域型 JP ドメイン名を変更するサービス
 - (4)JP ドメイン名の廃止
登録されている JP ドメイン名を廃止するサービス
 - (5)ネームサーバ情報のネームサーバの設定・解除
JP ドメイン名のネームサーバの設定を行うサービス
 - (6)登録情報変更 契約者の住所などの情報を変更するサービス
 - (7)管理指定事業者変更 管理指定事業者を他の指定事業者から当社へ変更する サービス
 - (8)オプション DNS サーバーの利用
DNS サーバーのみのご利用も可能です。
3. サービスの内容は、当社が必要と判断した場合、契約者の承認なしに変更することがあります。

第 2 節 利用規約

第5条 (契約期間)

1. 当サービスの契約期間は契約の成立の時から以下の表に記載するときまでとします。

サービスの種類	契約期間
新規登録	属性型・地域型ドメイン名 JPRS のレジストリデータベースに登録された状態に 記載される日付まで 汎用 JP ドメイン名 JPRS のレジストリデータベースに登録された有効期限まで
移転登録	JPRS のレジストリデータベースに登録された状態に 記載される日付まで
ドメイン名の変更登録	変更前のドメイン名は登録規則に定める併用期間終了まで 変更後のドメイン名は新規登録と同じ
指定事業者変更	JPRS のレジストリデータベースに記載の登録期間満了日まで
DNS サービス	1 ヶ月

2. 第 12 条、第 13 条の定めにより当サービスの契約期間満了前に契約が終了した場合を除き、当サービスの契約は契約満了日から 1 年間延長するものとします。以降も同様とし、延長された場合契約者は第 14 条に定めるドメイン名登録維持料金を支払うものとします。

第 3 節 利用申込等

第6条 (利用申込および書類の提出)

1. 当サービスの申込をする法人及び個人は、当社の所定に定める申込関連書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。
2. 当社は JPRS のドメイン名登録規則の定めにより、JPRS が契約者の商業登記簿謄本、印鑑証明書その他必要な書類を求められた場合その書類の提出を契約者に求めることができることとします。この請

- 求は提出期日を定め当社の定める方法にて行うものとします。
3. 当社は契約者が前項の書類提出をされない場合は当サービスの契約を終了するものとし、当社は契約者に通知をすることなく、その JP ドメイン名の登録廃止の手続きをとることができるものとします。

第7条 (利用申込の受付と利用契約の成立)

1. 当サービスについては「JP ドメイン名サービス申込書」に記載し当社がこれを承諾した時点で、利用契約が成立・締結されたものとします。

第8条 (申込の拒絶及び契約後の拒否)

1. 当社は、利用契約の申込者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しない場合があります。
- (1) 当該契約にかかわる利用契約上の義務を怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - (2) 第 10 条第1項の何れかの事由に該当する恐れがあると当社が判断した場合。
 - (3) 申込書に虚偽の事実を記載していることが明らかになった場合。
 - (4) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合。
 - (5) 当社は、申込書を受諾し、書面で申込の受諾を通知した後でも、当社の判断で契約者として不適切であると判断した場合は、申込を拒否できるものとします。その際、契約拒否によって契約者に発生した損害に関しては一切賠償しないことを利用者は認めるものとします。契約拒否の通知以前に、利用申込者が利用料金を支払っていた場合はその全額は返却しないものとします。

第4節 契約事項の変更等

第9条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、氏名(名称)・住所・決済方法など、契約に関わる事項に変更があったときは速やかに当社指定の書面により当社に通知するものとします。

第5節 登録 JP ドメイン名の廃止

第10条 (登録 JP ドメイン名の廃止)

1. 当社は、契約者が次の項目の何れかに該当する、若しくは当社がその疑いがあると判断した場合には、利用契約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知、勧告し、契約者の承諾を得ることなく登録された JP ドメイン名を廃止することができるものとします。
- (1) 利用契約に基づくサービス料金、割増金、支払遅延損害金等について支払期限が経過してもなお支払われないとき
 - (2) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (3) 契約者が指定した料金引き落とし口座から引き落としができなかった場合
 - (4) その他、当社が契約者として不適当と判断した場合

第6節 サービス提供の停止等

第11条 (サービスの廃止)

1. 当社は、当社の都合により利用契約に基づくサービスの全部、または一部の提供を廃止することができます。
2. 当社は、前項の規定によりサービスの廃止を行うときは、当該サービスの契約者に対し廃止の 3 ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知するものとします。
3. 当社がサービスの廃止を決定した場合、当社は当社が決めた他社の管理指定事業者に当社が管理しているドメイン名の管理を委譲するものとします。

第12条 (契約者の解約)

1. 契約者は当社に対し書面で通知することにより利用契約を解除することができるものとします。
2. 契約者は契約期間が満了する場合には、当サービス利用期間終了日の 2 週間までに当サービスの解約または契約内容の変更を書面にて通知しない限り、当サービスの契約は自動的に更新され、支払義務が発生するものとします。

第13条 (契約者の解除)

1. 当社は、契約者が次の各号の何れかに該当した場合、あらかじめ何ら通告催告をなすことなく、契約者に対して契約の解除を行うことができるものとします。
- (1) 契約者が差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは、租税公課の滞納督促、若しくは滞納による保全差押を受けたとき
 - (2) 支払停止があったとき、又は破産、民事再生手続き、会社整理若しくは会社更生の手続き開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所不渡り報告又は取引停止処分を受けたとき
 - (4) 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - (5) 営業の廃止、重大な営業の譲渡、会社の解散を決議したとき
 - (6) 契約者が第 10 条の第1項の解決に応じないとき

第7節 料金等

第14条 (料金等)

1. 当サービスの利用料金は以下の表に定める通りとします。

	属性型・地域型 JP ドメイン名	汎用 JP ドメイン名
ドメイン名新規登録料金	16,500 円(税込)	6,600 円(税込)
ドメイン名登録維持料金	11,000 円(税込)	7,700 円(税込)
ドメイン名移転料金	16,500 円(税込)	6,600 円(税込)
ドメイン名変更料金	16,500 円(税込)	6,600 円(税込)
DNS サーバー利用料金	2,200 円(税込月額)	

2. 当社は契約者の事前承認を経ることなく料金等を改定することができるものとします。
3. 契約者は、当社が別途定めるキャンペーン等の規定がある場合を除き、利用契約を途中解約し、支払済みの料金等の返還を求めることはできません。

第15条 (サービス費用等の返却)

1. 当社が第 11 条の規定によって、当サービスを廃止するときは、契約者が既に支払済みの料金等のうち、当契約の残存期間によって日割り計算した額を契約者に返金するものとします。
2. 前項における返金規定は、次のような場合を除くものとします。
- (1) 当社の管理責任によらない他の組織の電気通信設備の保守・障害によるとき
 - (2) 第 20 条第 4 項に該当するとき

第16条 (契約者の支払義務)

1. 契約者は、当社に対し前条に定める料金等を当社規定の方法により支払うものとします。
2. 契約者の、料金等の支払義務は利用契約が成立したときに発生するものとします。

第17条 (料金等の請求期間及び支払期日)

1. 料金等は別途当社の規定する方法のいずれかによる前払いとします。
2. 当社は料金等を利用契約の申込受付後速やかに請求します。
3. 前各号の定めにより料金等の請求を受けた契約者は請求書に指定する支払期限までにその料金等を支払うものとします。
4. 本条第 1 項、2 項、3 項の規定にもかかわらず、当社が特に必要とする場合、当社は特別に料金等の決済方法を指定することができるものとします。

第8節 雑則

第18条 (情報の取り扱い、利用目的)

1. 契約者から提供される情報には、JP ドメイン名の登録にあたり、JP ドメイン名の管理組織である JPRS が必要とする情報が含まれています。
2. JPRS が必要とする情報は、JPRS へ提供することを利用目的としており、当社から JPRS に対してこれらの情報を提供するものとします。
3. JPRS が必要とする情報の項目、利用目的については、JPRS の次の Web ページに定められています。
- JP の登録と情報公開
<http://jprs.jp/info/service/disclosure/index.html>
4. 当社は、司法・公安当局からの捜査上の必要性に基づいて書面による正式協力要請があった場合、契約者、及び当事者である相手の合意を得ずに、情報内容・顧客情報の開示を行う場合があります。
5. 当社は、前項1、前項2、前項3、前項4による場合を除き、個人情報

報の取り扱いについて当サービスは当社の定める「個人情報保護指針」に定めるものとします。

6. 契約者は、当サービスの利用によって知り得た営業的、技術的情報を当社の書面による承諾なく第三者に再販、開示または本来の目的以外に使用してはなりません。

第19条 (契約者の義務)

1. 契約者は申し込みまたは届出の内容に変更があった場合は、速やかに当サービスの登録情報変更サービスを申し込むものとします。

第20条 (免責と保証範囲)

1. 当社は、法律上の瑕疵担保責任を含む、契約者が当サービスを使用することによって発生した、直接的若しくは間接的ないかなる損害についても負わないものとします。
2. 当社は、当サービスによって利用者が提供する一切の情報、利用者の行為の審査に関しての責任は一切負いません。
3. 当社は契約者と第三者との間で発生した法的、社会的紛争の間に置かれた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、直接的、間接的であるかを問わず天変地異、国内外の紛争、暴動、不慮の事故、公共交通機関等の生活インフラの問題により発生した一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、当サービスの特定目的への適合性の保証、すべての明示的、黙示的の保証は行わないものとします。

第9節 その他

第21条 (一般遵守規定)

1. 契約者は円滑な運営と、トラブルを未然に防止する為に当社が必要に応じて行う指導、調停に従うこととします。

第22条 (損害賠償)

1. 第20条により、当社は契約者に対して間接的・直接的責任を負ないものとしますが、当社の重過失により契約者に損害をもたらした場合は、当社は契約者に対してその損害を賠償するものとします。但し、賠償金額は当契約の JP ドメイン名料金契約額を超えないものとします。
2. 当社は、契約者の不正な利用等により、著しい損害を受けた場合、契約者に対して現状回復に関わる一切の諸費用を含め、相当の損害賠償請求を行うことができます。

第23条 (ドメイン名紛争処理)

1. ドメイン名の紛争処理については当社および契約者は JPNIC の「JPドメイン名紛争処理方針」に従うものとします。当社はドメイン名紛争処理において特別の対応はしないものとします。

第24条 (紛争等の解決)

1. 当社及び契約者は本規約の定めなきところ、または、解釈上の疑義が生じたときは、双方誠意の原則を以って解決に努めるものとします。
2. 万一、前項によっても本契約に関わる紛争が解決できず、万一、裁判、調停が必要となった場合には岡山地方裁判所を専属的合意裁判所として解決するものとします。

晴れの国ネット株式会社
平成 19 年 2 月 1 日
改訂 令和 4 年 3 月 24 日

